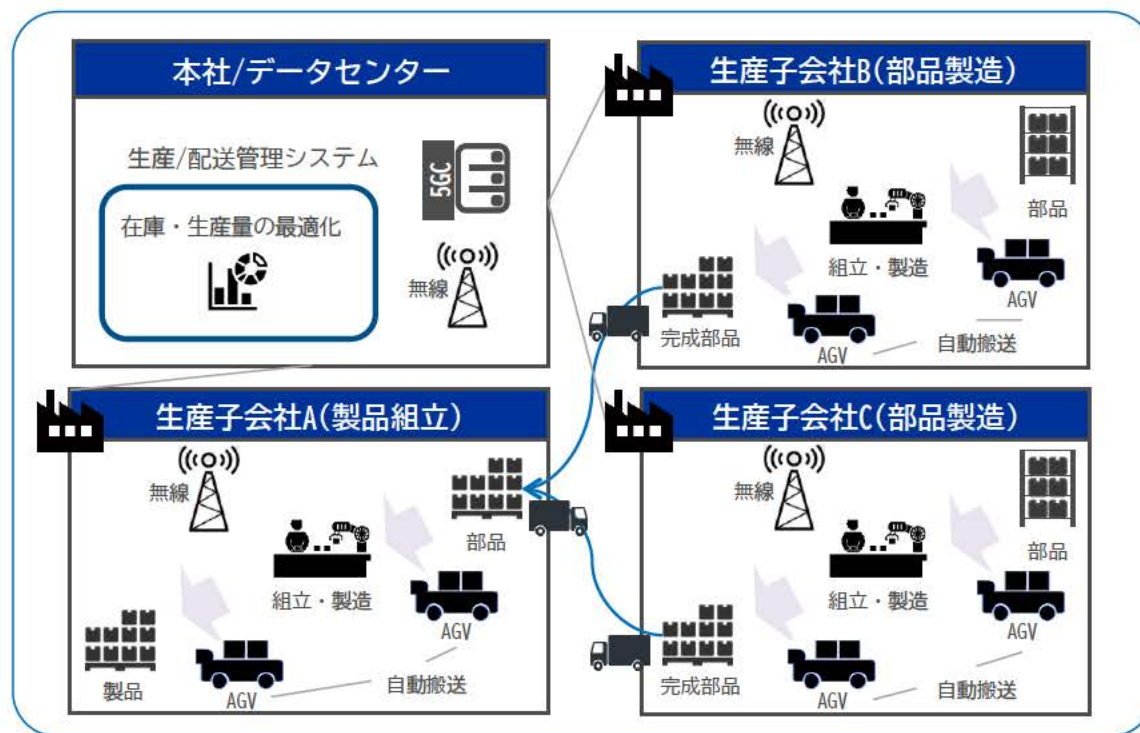


ローカル5Gの普及拡大に向けた ガイドラインの改定等

一般社団法人 日本経済団体連合会
行政改革推進委員会委員代理
飯島克己（キヤノン株式会社）
2021年11月19日

背景

- 弊社では生産現場においてグループ会社間でのローカル5G基地局間接続及びコア設備の共通化によって、グループ全体でのコスト削減、生産性の向上を実現することを目指している。
- ローカル5G想定ユースケース
 - 製品組立と部品製造の工場全体にわたる生産・配送最適化



概要

- 現在、ローカル5Gの導入については“ローカル5G導入ガイドライン”及びそこから引用されている“電気通信事業参入マニュアル”に従って検討をすすめている。
しかし、グループ内でローカル5Gを活用しようとした場合、現行の“ローカル5G導入ガイドライン”と“電気通信事業参入マニュアル”は、電気通信事業者の役務の提供を想定して記載されており、解釈が困難である部分があるため、ガイドラインの改定を要望する。
- ガイドラインの改定によって電気通信事業者以外の企業・団体においてもローカル5G導入検討が容易になりローカル5Gの普及拡大が期待される。

改定要望 ① ガイドライン改定(1)

■ ローカル5G導入ガイドライン p15

- 親会社の子会社に役務の提供を行う場合、電気通信事業を営もうとする者に該当し、登録・届出が必要とされる。ただし、その判断基準について“電気通信事業参入マニュアル”に従い該当性を確認するよう記載されているため、ガイドラインだけでは読み取ることができない。

ローカル5G導入ガイドラインだけでは、自分が電気通信事業者に該当するかどうか分からない

■ 電気通信事業参入マニュアル p7~10

- 「電気通信事業を営む」= 電気通信事業者に該当するのは、役務を提供して収益を得ようとする場合である。利益が上がるか否かは要件とはならないとあるため、親会社・子会社間で運用費等の実費のみを料金として徴収する場合も収益を得ることと同義であるように読み取った。

こういった料金設定の場合に収益に該当するか税法上の利益供与との整合性も含め判断できない

3. ローカル5G導入に係る電気通信事業法の適用関係

(1) 事業開始に必要な手続

電気通信事業を営もうとする者は、設置する電気通信回線設備の規模や区域の範囲等に応じ、**電気通信事業の登録**（電気通信事業法第9条）又は**電気通信事業の届出**（同法第16条第1項）が必要となる。

ローカル5Gの提供に当たって、登録・届出を要するものであるかは、具体的なサービス形態によって異なる。特に、ローカル5Gは、当面、NSA構成による運用となるため、アンカーとしての自営等BWA、地域BWA又は全国MNOの電気通信設備との接続等が想定されることから、**電気通信事業参入マニュアル等**で**該当性を確認**するとともに、各総合通信局等（沖縄総合通信事務所を含む。）に相談を行うことが求められる。

電気通信事業参入マニュアル：

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/mvmo02_03.html

(4) 『電気通信事業を営む』ことに該当するか？

電気通信事業を営もうとする者：事前に登録又は届出が必要
【事業法第9条・第16条第1項】

I 「電気通信事業を営む」ことに該当するか？

- 「電気通信事業を営む」とは、利用者に対して、電気通信役務を反復継続して提供して、その対価として料金を徴収することにより**電気通信事業自体で収益を得ようとする**ことをいう（**現実に利益が上がるか否かは要件とはならない**。）。また、名目上電気通信役務の提供について料金を徴収していないとしても、**実質的に電気通信役務の提供により収益を上げているとみなされる**ときは、「電気通信事業を営む」ことに該当する。
- 営利を目的としない電気通信事業であっても、地方公共団体が行う電気通信事業であって、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務や郵電気通信役務に該当する場合は、事業法第165条第1項に規定する届出が必要となる。

ローカル5G導入ガイドラインでは電気通信事業者に該当するか判断できず、電気通信事業参入マニュアルでは電気通信役務に該当するかの判断基準となる料金の収益性の考え方が明確に記載されていないため、ガイドラインへの明記を希望する。

改定要望 ② ガイドライン改定(2)

■ ローカル5G導入ガイドライン p15~16

- ローカル5G用IMSI【999-002】は自らの通信の利用のみ使用可能とあり、親会社と子会社の立場で必要となるIMSIについては役務の提供に該当し【441-】のIMSIを使用する必要があると読み取れる。

電気通信事業者に該当しない場合に使用するIMSIについての記載がない

■ 電気通信事業参入マニュアル p7~10

- 子会社は他人と明記されており、ガイドラインでは自らの通信の用に供する場合と記載されているためローカル5G用IMSI【999-002-】の適用範囲について判断が難しい。

親会社・子会社間でローカル5G用IMSIが利用可能とは読み取れない

電気通信事業者に該当しない場合の、親会社・子会社で使用できるIMSIについてローカル5G導入ガイドラインの【使用するIMSIのイメージ(例)】として、使用可能なパターンを追記することを希望する。

(2) IMSI取得に関する考え方

ローカル5Gは、端末の認証や位置情報管理等を行うため、ITU-T勧告 E.212に準拠するIMSI (International Mobile Subscription Identity) を使用する必要がある。使用するIMSIについては、運用者や利用形態に応じてそれぞれ以下に示すとおりとする。

- ・ ローカル5Gの運用者が、自らコアネットワーク設備(HLR/HSS)を構築してローカル5Gを運用しようとする場合であって、当該ローカル5Gの設備を自らの通信の用にのみ供しようとする場合は、【999-002】から始まるIMSIを使用することとする。

【使用するIMSIのイメージ(例)】

コアネットワーク設備を設置する主体	利用形態	使用するIMSI
コアネットワーク設備の提供を受けて運用する場合	自らの通信の利用のみ	卸元事業者のIMSIを使用
	電気通信役務の提供	【441-***-*****】
自らコアネットワークを構築して運用する場合	自らの通信の利用のみ	【999-002-*****】
	電気通信役務の提供	運用者自らが指定を受けたIMSIを使用 【441-***-*****】

(1) 『電気通信役務』に該当するか？

電気通信役務：電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
【事業法第2条第3号】

I 電気通信設備を他人の通信の用に供しているか？

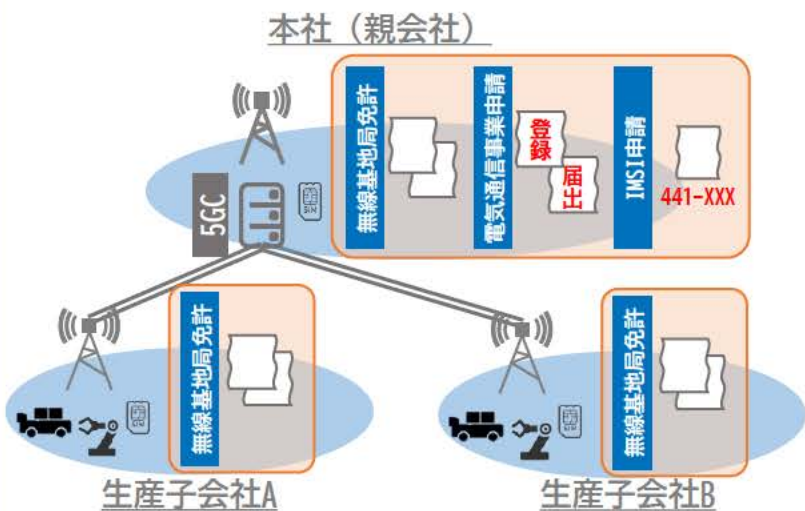
- 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいい、自らが所有するものでなくても、利用する（又は利用させる）権限を有するものも含む。
- 「他人」とは、自己以外の社会通念上独立の人格を有すると考えられる者をいう。例えば、法人Aが法人Bの子会社という関係にある場合でも、別法人であれば、法人Aと法人Bは「他人」と判断される。
- 「他人の通信」とは、自己の通信以外の通信であり、自己と他人との間の通信も含まれる。例えば、Aが設置する電気通信設備を用いてAとBとの間で通信を行う場合は、Aはその設備を他人であるBの通信の用に供していると判断される。
- 「電気通信設備を他人の通信の用に供する」とは、広く電気通信設備を他人の通信のために運用することをいい、「他人の通信を媒介」することを含む。

弊社での解釈について

- “ローカル5G導入ガイドライン” 及び “電気通信事業参入マニュアル” から、弊社ユースケースを実現するため親会社及び子会社で以下の左図の対応が必要と解釈した。
- 右図のように正しく解釈できるようにガイドラインの改定を要望する。

最初に弊社が解釈し誤解した事例

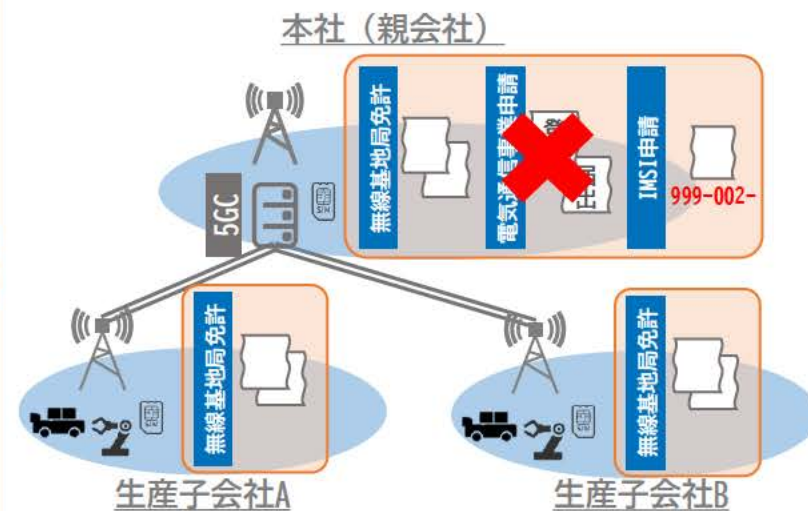
- ・電気通信役務の提供あり、電気通信事業を営む



	親会社	子会社
無線基地局免許申請	○	○
電気通信事業申請	○ (登録/届出)	-
IMSI申請	○ (441-XXX)	-

正しい解釈

- ・電気通信役務の提供あり、電気通信事業を営まない



	親会社	子会社
無線基地局免許申請	○	○
電気通信事業申請	× 不要	-
IMSI申請	○ (999-002-)	-

その他の要望 ③ ガイドライン追記(1)

- 全国携帯電話通信事業者とのデータ送受信タイミングの同期方式から準同期方式に変更する際の届出、手続きについて
 - 準同期方式による上りスロットの比率が高いパターンの実現ニーズに対し、市販システムでの順次適用も検討されており、これから準同期方式への変更を計画する企業・団体が増加することが想定される。

同期方式で基地局免許を取得済みの免許人が準同期方式に変更するに当たっての届出や手続きの仕方等について追記を希望する。

その他の要望 ④ ガイドライン追記(2)

● 免許発行後の手続きについて

- 免許を申請・取得するまでの手続き・届出についてはガイドラインを参考に実施することができるが免許発行後の手続きについては記載されておらず、いくつかの重要な手続き・届出が必要となるため手順等の紹介を希望する。

免許発行後に実施すべき手続きや届出について追記を希望する。

免許後に送付される

『ローカル5G・自営等BWAを免許された皆様へ～今後の手続き等に関するご案内～』の以下の内容が該当すると思われる。

- 無線従事者選任届の提出
- 無線局の運用開始等の届出書の提出
- 開設無線局数届出書の提出
- 電波利用料の納付

その他の要望 ⑤ オンラインサービス拡充

- これまで、個別にメールやお電話でお問合せさせていただいたが申請や問合せに関してオンライン化をお願いしたい。

オンラインサービスの拡充によって企業の導入へのハードルが下がりローカル5Gの普及拡大が期待される。

以 上